

医療費適正化のための2つの工夫

①受給者証に「かかりつけ」を書く欄を設けました。

②「ジェネリック医薬品希望シール」の活用を呼びかけました。

ここ！

愛知県内のみ有効	
子 子ども医療費受給者証	
受給者番号	
受給者住所	
受給者氏名	
受給者生年月日	
有効期間	
発行機関名及び印	愛知県一宮市長
交付年月日	

この証は、被保険者証（又は組合員証）に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

（表）

かかりつけ医・歯科医・薬局をお書きください（任意）	
かかりつけ医	
かかりつけ歯科医	
かかりつけ薬局	

注 意 事 項

- この証は、本人以外には使用できません。
- 医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を市長に返してください。
- 氏名、住所に変更があったときは、速やかに、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、速やかに、市長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 次の場合、市に医療費を返還していただきます。
 - 健康保険組合等から高額療養費等が支給された場合
 - 資格がないのに、この証を使用して医療機関等を受診された場合

（問い合わせ先）
一宮市保険年金課福祉医療グループ 電話 28-9013

（裏）

ジェネリック医薬品希望シールを活用しましょう！

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいいます。
ジェネリック医薬品を利用することで、薬代の負担軽減や医療費適正化につながります。

シールのご利用方法
ジェネリック医薬品を希望される方は、希望シールを保険証や医療費受給者証、お薬手帳等に貼ってご利用ください。

●医療費受給者証

●保険証

文字や印影がない余白に貼ってください。

ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します

ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します
ジェネリック医薬品を希望します

お子さん以外の保険証などに貼ってもいいよ！

まずは、医師や薬剤師に相談してみよう！

138

一宮市 保険年金課

シールになって
います